

『漢書』『五行志』における董仲舒の役割

小林 春樹

「一」はじめに

前稿^①では『漢書』『董仲舒伝』を主要な検討対象として、そこに描かれた董仲舒像を明らかにした。
はじめにその議論の概要を再述しておく。

「1」「本伝」^③は董仲舒を、『春秋』『公羊伝』をおさめるとともに、「天人相関思想」、「陰陽思想」、「災異思想」、「祥瑞思想」などの、漢代、とりわけ前漢期の思想界を主導していた諸思想を基本理念とした儒学者、いわば「特殊漢代的」とでも称するべき儒学者として描写している。

「2」具体的にいえば「本伝」は「天人三策」^④という長文の史料を引用して、董仲舒の基本的思想と、君主や皇帝の「かく在るべからざる姿」と、「かく在るべき姿」の両面を提示し、後者を実現するための方法を論じた彼の政治学

的、さらにいえば帝王学的思想について詳論している。

〔3の1〕同時に列伝という性格から、本伝は董仲舒の実人生についても言及しているが、それは、通説がアブリオリに想定しているような大儒に相応しい栄光にみちたものではなく、所謂「高廟園災対」に起因する筆禍事件と、それを契機として董仲舒が災異に一切言及しなくなったこと、およびその官歴が諸侯王国の国相という必ずしも高官とはいえないポストを上限とすることを簡明に記録したものにすぎない。

〔3の2〕要するに本伝が描く董仲舒の実人生は不遇な一生をおくった人物としてのそれであるといえるが、そのような理解は基本的に『史記』『儒林伝』にみえる董仲舒像と同様のものである。

〔4〕それでは本伝は何故に、『史記』と同工異曲と言い得る董仲舒の実人生を描く一方において、それをはるかに上回る字数を費やして彼の思想を詳論しているのか。その疑問に対する解答を得ることが次稿の課題である。

以上である。

小稿では本伝に比肩し得る多くの董仲舒関連の記述が見いだされる『漢書』『五行志』⁽⁵⁾を対象とした検討を行い、そこに描かれた董仲舒像、とくにその思想の特色と、それが「五行志」において担っている役割を解明する。そのうえで、前稿において課題として残した問題、すなわち本伝が董仲舒の思想を詳論している理由と目的についての私見を提示する。

「二」「五行志」の内容とその主張

筆者は旧稿^⑥において「五行志」について専論し、その具体的叙述と、「五行志」自体の著述目的に関する私見を述べたことがある。以下の議論の前提とするためにまず、その要旨を示しておく。

一、「五行志」は前漢の成帝を所謂「亡国の君」と見なすとともに、彼によつて招来された前漢の滅亡を天命にもとづく、必然、不可避の史実として承認している。

二、その場合「五行志」が論拠として挙げているのは、第一に、成帝による趙婕妤姉妹や外戚王氏の重用であり、第二には、それに対する天譴とされるときに、漢代の災異学者達によつて亡国の凶兆と見なされていた「山崩川竭」や「星隕如雨」の発生、および、それらの出来に対する成帝の無自覚、無反省という事実である。^⑦

三、上記のような成帝観と前漢王朝観を示すとともに、それらの正しさを種々の災異解釈にもとづいて論証することが「五行志」の重要な述作目的であった。

四、なお、「五行志」のそのような主張と目的は、『漢書』の諸帝紀や「外戚伝」、「元后伝」、「王莽伝」に関する拙稿の検討によつて明らかになった叙述目的と同様のものであり、したがつて単に「五行志」のみのものというよりは『漢書』全編に共通するものである蓋然性が高い。^⑧

以上である。

「三」「五行志」の議論と、董仲舒の役割

そのような「五行志」において議論の中心を為すものは種々の災異解釈であるが、まず注目されるものは、『春秋』に記された定公、哀公時代の火災に関する董仲舒の解釈である。¹²

「二」定公二年、「五月、雉門及び兩觀に災あり。」董仲舒、劉向以為らく、「此れ皆な奢僭過度なる者なり。是れに先だち季氏¹⁵、昭公¹⁶を逐ひ、昭公外に死す。定公即位するも、既に季氏を誅する能はず、又た其の邪説を用ひ、女樂に淫して孔子を退く。天戒めて若く曰く、高頭にして奢僭なる者なり、と。¹⁷¹⁸

「二」哀公三年、「五月辛卯、桓、釐の宮に災あり。」董仲舒、劉向以為らく、此の宮は当に立つべからず。礼に違ふ者なり。哀公は季氏の故を以て孔子を用ひず。孔子陳に在りて魯の災を聞きて曰く、其れ桓、釐の宮ならんか、と。以為へらく、桓は季氏の出づる所、釐は季氏をして世卿たらしむる者なり、と。²⁰²¹²²

「三」哀公四年、「六月辛丑、亳社に災あり。」董仲舒、劉向以為へらく、亡国の社は以て戒めと為す所なり、と。天戒めて若く曰く、国將に危亡せんとするに戒めを用ひず、と。²³²⁴春秋の火災屢々定、哀の間にあるは、聖人を用ひずして驕臣を縦にせしむればなり。將に以て国を亡さんとするは不明の甚だしきものなればなり、と。²⁵²⁶²⁷

本伝に引用された「天人三策」の第一策の冒頭において、董仲舒が彼の思想、とりわけ災異思想の根幹を総論して、

国家將に失道の敗有らば、而ち天乃ち先づ災害を出して以て之を譴告す。自省するを知らざれば、又た怪異を出せて以て之を警懼す。尚ほ変を知らざれば、而ち傷敗乃ち至る。²⁸

と述べていることに対応して、「災害」としての「雉門」と「兩觀」の火災、「怪異」としての「桓、釐の宮」のそれ、そして魯の滅亡を宣告する最後通牒ともいふべき「傷敗」としての「亳社」の火災を時系列に沿って記すとともに、それぞれの火災を天の戒め、さらには天の譴責としての災異と見なして解釈した上掲の諸史料について注目するべきことは、次の事実である。すなわち、董仲舒の災異觀と具体的な災異解釈を根拠として、魯の定・哀二公が「亡国の君」であることが論証されていることがそれである。

魯における火災、すなわち災異に対する董仲舒の解釈²⁹に続いて彼と同時代である前漢の武帝期に発生した遼東の高祖廟と、長安の高祖の陵園の便殿の火災について、上掲の魯の災異解釈を根拠とした、同じ董仲舒の議論を紹介している。後日譚も含む長文の史料であるが以下に紹介したうえで私見を述べたい。

武帝の建元六年「二月乙未」⁽³⁰⁾（六月丁酉）、遼東の高廟に災あり。⁽³¹⁾ 四月壬子、高園の便殿に火あり。⁽³²⁾ 董仲舒対へて曰く、春秋の道は往を挙げて以て来を明らかにす。是の故に……春秋の挙ぐる所を視て……倫類に通じ、以

て其の理を貫けば、天地の変、国家の事、粲粲として皆な見はれ、疑はしき所亡からん。春秋を按ずるに、魯の定公、哀公の時、季氏の悪は已に執る。……故に定公二年五月、両觀に災あり。兩觀は僭礼の者、天^レ之に災して若く曰く、僭礼の臣は以て去る可し、と。……此れ天の意なり。定公は省みるを知らず。哀公三年五月に至り、桓宮、釐宮に災あり、二者は同事にして、……「天」若く曰く、貴きを燔きて不義を去る、爾か云ふ、と。哀公も未だ見る能はず。故に四年六月、亳社に災あり。兩觀、桓、釐の廟、亳社の四者は皆な当に立つべからず、天は皆な其の当に立つべからざる者を燔きて以て魯に示し、其の乱臣を去りて聖人を用ふるを欲するなり。……今、高廟は当に遼東に居るべからず、高園の殿は当に陵旁に居るべからず、礼に於ひても亦た当に立つべからず。魯の災せらる所と同じ。……兄弟親戚の骨肉の連多く、驕揚奢侈にして、恣睢なる者衆し。……故に天は災して若く陛下に語るらく、……親戚貴属、諸侯に在るも、正を遠ること最も甚しき者を視れば、忍んで之を誅するは、吾が遼「東」の高廟を燔くが如くして乃ち可なり。近臣の、国の中に在りて旁仄に処るもの、及び貴にして正しからざる者を視れば、忍んで之を誅するは、吾が高園の殿を燔くが如くして乃ち可なり。……外に在りて正しからざる者は、貴なること高廟の如しと雖も、猶ほ災して之を燔く、況んや諸侯をや。内に在りて正しからざる者は、貴なること高園の殿の如しと雖も、猶ほ災して之を燔く、況んや大臣をや。此れ天意なり、と。……其の後……淮南、衡山王遂に謀反す。……元朔六年（前一二三）に至り、乃ち發覺して辜に伏す。……上、仲舒の前言を思ひ、仲舒の弟子の呂步舒をして……淮南の獄を治めしむ。

董仲舒と同時代の火災に関する議論であるがゆえに、天戒もしくは天譴的性格が弱められているが、当該の火災

が、国家の統治の阻害要因となっている僭権勢力、すなわち季氏や、諸侯王および大臣の抑制や排除を君主や皇帝に強く求める天の意思を象る災異と見なされていることは魯の火災に関する解釈と同様であるといえる。

そのような史料である上掲の一文に関連して留意すべきことは、一旦は董仲舒の警告に従わなかったものの、淮南王等の謀反を体験した武帝が「仲舒の言を思い」、その弟子の呂歩舒を抜擢してその事後処理に当たらせていること、すなわち事後的事であるとはいえ武帝が董仲舒の進言を受容していることであり、それ故に武帝には魯の二君のような「亡国の君」の烙印は押されていないということである。なぜならばそのような理解が正鵠を射たものであるならば、「五行志」においては、董仲舒の災異解釈が、或る君主や皇帝を「亡国の君」と見なすか否かの判断基準として極めて重要な役割を担っていることになるからである。

火災という災異に関連して国家の存亡を詳論した董仲舒の災異解釈は以上の二例を代表とするが、史料「一」と「二」において取り上げられた二つの国家、すなわち魯と前漢の亡国の歴運を併せて論じた災異解釈であるという点に鑑みて注目される史料として「星隕如雨」、すなわち流星群の出現に関する一文がある。

魯の⁽³⁶⁾厳公と前漢の成帝の時にわずか二回だけ発生したとされる当該の災異について、前者については董仲舒の解釈を、また後者に関しては、「五行志」の冒頭において董仲舒とともに、前漢を代表する災異学者としてその名を挙げられた成帝期の人、谷永の⁽³⁷⁾解釈が引用されたその史料を以下に引用したうえで私見を述べる。

嚴公七年⁽³⁸⁾「四月辛卯夜、……夜、中するに、星隕^おつること雨の如し。」董仲舒、劉向以為らく、常星二十八宿⁽³⁹⁾

は人君の象なり。衆星は万民の類なり。……衆星隕墜するは、民其の所を失へばなり。⁽⁴⁰⁾……

成帝永始二年二月癸未、夜、中を過ぎて、星隕つること雨の如し。……谷永対へて曰く、……星辰の天に附離するは猶ほ庶民の王者に附離するがごときなり。王者道を失ひ、綱紀廢頓すれば、下は將に叛去す。故に星 天に叛して隕ち、以て其の象を見はす。『春秋』の「災」異を記すこと、星隕最大なり、魯蔽自り以來 今に至るまで再見あるのみ、と。⁽⁴¹⁾

同じ「星隕如雨」に関する解釈であるが、董仲舒がそれを(かく在るべからざる)⁽⁴²⁾「人君」の(行動や施政)の為に「民」が「其の所を失」った結果発生した災異であると解釈するのに対して、谷永は「王者」が「道を失ひ、綱紀」が「廢頓」した為に「下」、すなわち「庶民」が「王者」から「叛去」することを象る災異であると解釈している。このように董仲舒と谷永の解釈には災異の深刻度についての理解に大きな温度差が見いだされる。しかしながら「常星と天」を⁽⁴³⁾「人君と王者」に比定し、「衆星と星辰」を「万民と庶民」に比定するという構造の共通性、及び「星隕(如雨)」という災異を、密接不離の關係にあるべき「人君と王者」と「万民と庶民」との「分離」の象徴として理解する視座の共通性に着目するならば、董仲舒と谷永の災異解釈の間には、明かな共通性が認められることになる。それに加えて、両者の間の時間的前後關係と思想的影響關係とを考慮するならば、明文の裏付けを伴った実証的議論とは言い難いが、極めて高い蓋然性を有する理解として、以下の四点を結論に変えることは許されるものと考ええる。

「二」谷永の災異解釈は董仲舒のそれに淵源し、それを継承、発展させたものであった。

「二」谷永の災異解釈は魯の火災に関する董仲舒のそのように「災害」、「怪異」、「傷敗」の三者がすべて具備したものではないが、「春秋の「災」異を記すこと、星隕（如雨）最大なり。魯蔽より以来、今に至るまで再見あるのみ」という一文に徴するならば、星隕（如雨）を前漢の滅亡を象る最後通牒、すなわち「傷敗」と解釈するとともに、それを招来した成帝を「亡国の君」と見なす視座が存在すること。

「三」そのような谷永の災異解釈が、前節で約言した「五行志」の主張と完全に一致するものであること。

「四」したがって「五行志」の主張自体も董仲舒の災異解釈を基礎とするものであること。

以上である。

「四」『漢書』の董仲舒評価

それでは「五行志」において極めて重要な役割を担っている董仲舒を『漢書』自体はどのように評価しているのだろうか。

そのことを示唆する史料を以下に列挙する。

元光元年⁽⁴⁶⁾……五月、賢良に詔して曰く、……是に於ひて董仲舒、公孫弘等出づ。⁽⁴⁷⁾（武帝紀）

時に大儒公孫弘、董仲舒等、皆な以為らく、音中り正雅にして、……⁽⁴⁸⁾。〔礼楽志〕

のちに丞相にまで栄達した公孫弘とともに董仲舒の名が武帝期の儒学者の双璧として挙げられた事例である。

漢興り、秦の滅学の後を承く。景、武の世、董仲舒 公羊春秋を治め、始めて陰陽を推して儒者の宗と為る。⁽⁴⁹⁾

〔五行志〕

秦の「滅学の後を承」けた前漢において『春秋』『公羊伝』を治めて景帝、そして武帝期に博士に任じられ、「始めて陰陽を推して」、すなわち陰陽思想と、それと密接な関係にある天人相関思想、災異思想、瑞祥思想等を基本とした理念と思想を構築して「儒宗」、つまり儒学の偉大なるさきがけとなつた学者として、ほかならぬ「五行志」自体が董仲舒を称揚している一文である。ちなみに、ここにいう「陰陽を推して」とは、『漢書』の「睢西夏翼李伝」の賛に、

漢興りて、陰陽を推して、災異を言うものは、孝武時は董仲舒、夏侯始昌有り、昭、宣なれば則ち睢孟、夏侯勝、元、成なれば則ち京房、翼奉、劉向、谷永、哀、平なれば則ち李尋、田終有り。⁽⁵⁰⁾

とあり、本伝には、

仲舒国を治むるに、春秋の災異を以て、陰陽の錯行する所以を推す。^{⑤1}

とあるように、災異解釈と密接不可分の関係にあるものであったと考えられるから、当該の史料も、董仲舒が、災異解釈と其の背景にある災異学をその学問と思想の根幹とした学者として「儒宗」という高い評価をあたえられた人物であったことを明示した史料であるといえる。

厚生、……言へらく、……董仲舒私かに災異の書を為るに坐す。主父偃取りて奏し、吏に下さる。罪は不道に至るも、幸ひに不誅を蒙る。……漢、興さんと欲する所有れば常に詔問有り。仲舒は世々儒宗為り。^{⑤2}（『楚元王伝』）

「五行志」においてその名が併称されることが多い劉向による董仲舒の名誉回復の言であり、やはり「儒宗」として董仲舒が儒学者の匹頭、さがけとして称揚されている史料である。^{⑤3}

以上の諸史料によって明らかになるように、「五行志」の主張の根拠とされる災異解釈を提供した董仲舒について、『漢書』自体も『春秋』『公羊伝』をおさめて陰陽の原理を推しきわめて博士となるとともに、公孫弘と双壁をなす「儒宗」として彼を高く評価しているのである。

前節と本節において「五行志」が、董仲舒の具体的災異解釈を国家の歴運にかかわる議論の重要な根拠としてい

ることを確認したが、その要点を略言すれば以下のようになる。

1. 董仲舒の災異解釈が「五行志」の主張、すなわち成帝を「亡国の君」、前漢を必滅の王朝と見なす理解に基
本的論拠を提供するというきわめて重要な機能を担っていること。

2. そのような董仲舒とその思想に対して、『漢書』の諸篇も「儒宗」という高い評価を与えていること。
以上である。

〔五〕小結

小稿では、本伝における董仲舒像について検討した前稿を承けて、「五行志」に記された董仲舒の思想と災異解
釈の役割を明らかにした。

その結果、董仲舒の災異解釈が「五行志」の主張を、「亡国の君」という概念を基礎として支えるというきわめ
て重要な役割を演じていることが明らかになった。この事実を以て小稿の結論の第一とする。

それでは右の事実を前提として、前稿において課題として残した問題、すなわち本伝は何故に「天人三策」なる
長文の史料を引用して董仲舒の思想を詳細、かつ総合的に紹介しているのかという疑問はどのように理解し得るこ
とになるであろうか。

この問題に関しては以下のような解答が得られたものと考ええる。

本伝が天人相関思想、陰陽思想、災異思想、瑞祥思想などを中心として董仲舒の基本的思想を詳論している理由と目的は以下の諸点に求められる。

「Ⅰ」「五行志」がその主張の直接的論拠としている董仲舒の具体的災異解釈を支える理念や思想を闡明すること。

「Ⅱ」「五行志」の主張の鍵概念である「亡国の君」という君主、皇帝像に対しても、その根拠とされた董仲舒の政治思想、さらにいえば帝王学と、それらと不可分の関係にある「かく在るべからざる」君主像、皇帝像の具体的な姿を像を提示すること。

「Ⅲ」それによって「亡国の君」という概念を重要な根拠とする「五行志」、さらには『漢書』全篇の主張を理念的、思想的側面と、具体的災異解釈の側面から担保すること。

以上である。

〔注〕

- (1) 『漢書』『董仲舒伝』における董仲舒像について(『古代中国・日本における学術と支配』、同成社、二〇一二年、に掲載予定)
- (2) 小稿という董仲舒像とは、彼の思想と彼自身の実人生の両者に関する理解を指す。
- (3) 以下、小稿では『漢書』『董仲舒伝』を「本伝」と称する。
- (4) 「天人三策」が内包する史料的問題については、福井重雅『漢代儒教の史的研究―儒教の官学化をめぐる定説の再検討―』(汲古

書院、二〇〇五年）第二篇「董仲舒の研究」第三章「董仲舒の対策の再検討」が詳細な検討を行っている。

(5) 以下、小稿では『漢書』『五行志』を単に「五行志」と称する。

(6) 『漢書』『五行志』の述作目的（『福井重雅先生古稀・退職記念論集：古代東アジアの社会と文化』、記念論集刊行会、汲古書院、二〇〇七年）

(7) 拙稿、『漢書』『外戚伝』の構成について（『東洋研究』一六八号、二〇〇八年）、『漢書』『元后伝』『王莽伝』の構成と述作目的（『東洋研究』一七二号、二〇〇九年）、を参照。

(8) 後述する谷永が代表である。なお、谷永については、拙稿、『漢書』の谷永像について（『東洋研究』一六八、二〇〇八）を参照されたい。

(9) それらの災異については『漢書』卷二十七下之上「五行志」七下之上と同書、卷二十七下之下「五行志」七下之下にそれぞれ以下のように詳論されている。「成帝河平三年二月丙戌、隄為柏江、山崩、損江、山崩、皆靡江水、江水逆流、壊城、殺十三人。……元延三年正月丙寅、蜀郡岷山崩、靡江、江水逆流、三日乃通。劉向以為、周時岐山崩、三川竭、而幽王亡。岐山者周所興也。漢家本起於蜀漢。今所起之地、山崩川竭。……殆必亡矣。其後三世亡嗣、王莽篡位。」「成帝七年四月辛卯夜、恒星不見、夜中星隕如雨。董仲舒、劉向以為、……衆星、万民之類也。……衆星隕墜、民失其所也。……成帝永始二年二月癸未、夜過中、星隕如雨。……谷永對曰、……星辰附離于天、猶庶民附離王者也。王者失道、綱紀廢頓、下將叛去、故星叛天而隕。以見其象、春秋記異、星隕最大、自魯嚴以來至今、再見。」なお、後者の災異については次節において、成帝期に発生した災異としても細論する。

(10) 成帝の行動と施政が有する問題点については、拙稿、『漢書』『外戚伝』の構成について（『東洋研究』一六八号、二〇〇八年）、『漢書』『元后伝』『王莽伝』の構成と述作目的（『東洋研究』一七二号、二〇〇九年）、『漢書』帝紀の性格と著述目的―「高帝紀」から「成帝紀」を中心として―（未発表）を参照されたい。

(11) 上掲の拙稿を参照されたい。

(12) 以下に引用する史料においては「董仲舒、劉向以為」として両者の名が併記されているが、それぞれの災異解釈の「プライオリ

ティ」が董仲舒に帰することは自明である。

(13) 前五〇八年。

(14) 「両観」とは公門の両側にある楼閣、すなわち「闕」のこと。何休の注は、礼制上、両観は天子のみが設け得るものであり、諸侯の場合は一観のみであるから、諸侯である魯が両観を設けることは僭越であるとする。ただしこの一文全体の文脈に沿って理解すれば、より直截的には「奢僭過度なる者」、「高顕にして奢僭なる者」としての「季氏」を指すことは明らかである。

(15) 桓公の四人の男子のうち長男が莊公、すなわち釐公であり、次男から四男は三桓氏と称される。ちなみに季氏とは四男の公子友を始祖とする季孫氏を指す。

(16) 魯の第二十五代の君主（在位は前五四一年～前五〇一年）。定公の父。

(17) 「高顕にして『奢僭』なる者」とは諸侯の国である魯の両観を指し、ここに記された天の戒めは、直截的には礼制に違反した両観を除去することを求めたものと考えられる。ただしその根底には、両観の建設を含む、「奢僭」の行動を定公にとらせた元凶であり、彼ら自身が「僭権」の臣である季氏の排除という要求が存在していると理解するべきであろう。

(18) 定公二年、「五月、雉門及両観災。」董仲舒、劉向以為、此皆奢僭過度者也。先是季氏、逐昭公、昭公死于外。定公即位、既不能誅季氏、又用其邪說、淫於女樂而退孔子。天戒若曰、去高顕而奢僭者。

(19) 前四九二年。哀公は定公の子。前四九四年～前四六八年在位。

(20) 「釐」とは莊公のこと。後漢の明帝の諱をさけて「釐（公）」と記されている。

(21) 「宮」とは「廟」のこと。

(22) 哀公にとってはこれらの廟はすでに毀廟に当たるとともに、この二人の魯公は、季氏の台頭に關して重大な責任を負っているがゆえにその廟は存続させるべきではない、とする災異解釈である。なお原文は以下のとおりである。「哀公三年、「五月辛卯、桓、宮災。」董仲舒、劉向以為、此宮不当立。違礼者也。哀公以季氏之故不用孔子。孔子在陳聞魯災曰、其桓、釐之宮乎。以為、桓季氏之所出、釐使季氏世卿者也。」

(23) 「亳社」とはすでに滅んだ殷の社。後文に記されるようにそれは国家の滅亡を招来することに対する戒めとして設けられていた。

(24) 天戒、もしくは天譴として再三にわたって発生した火災、すなわち災異のこと。

(25) 孔子のこと。季氏によって孔子は退けられて魯から陳にいつていた。

(26) 季氏を指す。

(27) 「哀公」四年、「六月辛丑、亳社災。」董仲舒、劉向以為、亡国之社所以為戒也。天戒若曰、国將危亡不用戒矣。春秋火災屢々於定、哀之間、不用聖人而縱驕臣。將以亡国將以亡国不明甚也。

(28) 国家將有失道之敗、而天乃先出災害以譴告之。不知自省、又出怪異以警懼之。尚不知變、而傷敗乃至。

(29) 「五行志」には「董仲舒、劉向以為へらく」として記録された災異解釈が頻見されるが、それは「劉向の解釈が董仲舒のそれと同様であったこと」を示す記述であり、解釈の「プライオリティ」は董仲舒に在ることを示している。従って小稿では「董仲舒らの」、「董仲舒と劉向の」とは記さないことにした。

(30) 「武帝紀」にもとづいて改めた。なお建元六年は前一三五年。

(31) 当時、郡国に置かれてい高祖劉邦の廟のひとつ。

(32) 高祖の陵園に建てられた休息所。

(33) 先に示した魯の火災記事をさす。

(34) 季氏をさす。両觀を魯の定公自身の僧越の行為と見なした、先に挙げた魯に関する災異解釈とは異なり、ここでは両觀を「僧越の臣である季氏」に比定している。なお以下の議論においても火災に遇った桓・釐の廟、亳社などの建物をも同様に乱臣とされた季氏に準えているが、その理由は、以下において漢代の火災に言及するために直截的な君主批判が憚られたからであろう。この点については後述する。

(35) 武帝建元六年六月丁酉、遼東高廟災。四月壬子、高園便殿火。董仲舒対曰、春秋之道挙往以明来。是故……視春秋所挙……通倫類、以貫其理、天地之變、国家之事、粲粲皆見、亡所疑矣。……按春秋、魯定公、哀公時、季氏之患已執（＝成）。……故定公二年五月、

而觀災。而觀僭礼之者、天災之者若曰、僭礼之臣可以去。……此天意也。定公不知省。至哀公三年五月、桓宮、釐宮災、二者同事。……若曰、燔貴而去不義云爾。哀公未能見。故四年六月、亳社災。而觀、桓、釐廟、亳社四者皆不当立、天皆燔其不当立者以示魯、欲其去乱臣而用聖人也。今、高廟不当居遼東、高園殿不当居陵旁、於礼亦不当立。与魯所災同。……多兄弟親戚骨肉之連、驕揚奢侈、恣睢者衆。……故天災若語陛下、……視親戚貴屬、在諸侯、遠「離」正最甚者、忍而誅之、如吾燔遼「東」高廟乃可。視近臣、在國中处旁仄、及貴而不正者、忍而誅之、如吾燔高園殿乃可。……在外而不正者、雖貴如高廟、猶災燔之、況諸侯乎。在内不正者、雖貴如高園殿、猶燔災之、況大臣乎。此天意也。……其後……淮南、衡山王遂謀反。……至元朔六年、乃發覺而伏辜。……上、思仲舒前言、使仲舒弟子呂步舒……治淮南獄。

(36) 「嚴公」とは魯の第十六代の君主、「莊公」のこと。後漢の明帝の諱を避けた表記。

(37) 谷永とその災異解釈を中心とした思想と行動については拙稿、「漢書」の谷永像について」(『東洋研究』二六八、二〇〇八)を参照。なお「五行志」には「懼董仲舒、別「劉」向、歆、伝載眭孟、夏侯勝、京房、谷永、李尋之徒所陳。」と記されている。

(38) 前六八七年。

(39) 常星とは恒星のこと。二十八宿とは代表的な恒星によって形成された中国の星座。白道を一朔望月、すなわち約二十八日に区分してそれぞれに配当された。

(40) ここまでが董仲舒等の解釈であり、以下の事例は成帝期の災異学者であった谷永のものである。

(41) 前十五年。

(42) 魯の嚴「莊」公七年から前漢の成帝の永始七年にいたるまで、の謂い。

(43) 嚴公七年「四月辛卯夜、……夜中、星隕如雨。」董仲舒、劉向以為、常星二十八宿者人君之象也。衆星万民之類也。……衆星隕墜、民失其所也。……

成帝永始二年二月癸未、夜過中、星隕如雨。……谷永対曰、……星辰附離于天猶庶民附離王者也。王者失道、綱紀廢頓、下将叛去。故星叛天而隕、以見其象。春秋記異、星隕最大、自魯嚴以来至今再見。

- (44) (一)内は、本伝に詳述された思想を勘案して補った。以下も同様である。
- (45) 常星とは主要な恒星のこと。古代の通念では恒星は天球に密着して運行するものと解釈されていたから、「常星」と「天」とは不即不離の關係にあるものと解釈してよい。

(46) 「元光」は武帝の元号。前一三四年。

(47) 元光元年……五月、詔賢良曰、……於是董仲舒、公孫弘等出焉。

(48) 時大儒公孫弘、董仲舒等、皆以為、音中正雅、……

(49) 漢興、承秦滅學之後。景・武之世、董仲舒治公羊春秋、始推陰陽為儒者宗。

(50) 漢興、推陰陽、言災異、孝武時有董仲舒、夏侯始昌、昭、宣則睢孟、夏侯勝、元、成則京房、翼奉、劉向、谷永、哀、平則李尋、田終。

(51) 仲舒治國、以春秋災異、推陰陽所以錯行。

(52) 劉向の本名。

(53) 前節で引用した、高廟の火災等の災異解釈、さらには小稿「二」「はじめに」で言及した「高廟園災対」を指す。

(54) 厚生、……言、……董仲舒坐私為災異書。主父偃取奏、下吏。罪至不道、幸蒙不誅。……漢、有所欲興常有詔問。仲舒為世儒宗。

(55) このような董仲舒への評価とは裏腹に、「睢弘伝」には漢堯後説にもとづいて、前漢には「伝國之運」があるとする董仲舒の主張とされる一文が見える。そのことの意味については前漢の滅亡を必然とした「五行志」や『漢書』全編の主張と董仲舒の關係について論じる予定である別稿で検討する。

(56) 小稿第「二」節の、拙稿の要約、さらには拙稿自体を参照されたい。